



秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定に係る秋田地方労働審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第1号

令和8年1月13日秋田地方労働審議会から秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年1月28日までに秋田労働局長（秋田市山王七丁目1番3号）あて別紙様式により異議の申出をされたい。

令和8年1月13日

秋田労働局長 山本 博之

記

秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定に係る秋田地方労働審議会の意見の要旨

秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃を廃止する。

1 適用する家内労働者

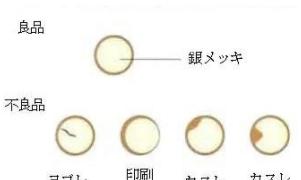
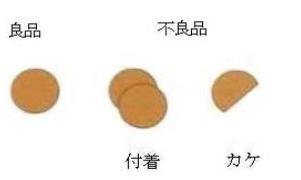
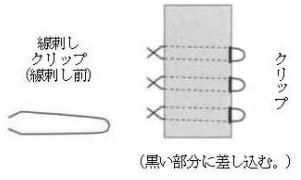
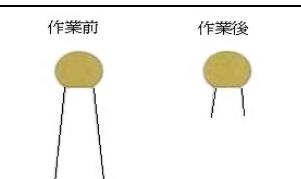
秋田県の区域内で通信機器用部分品製造業に係る業務に従事する家内労働者

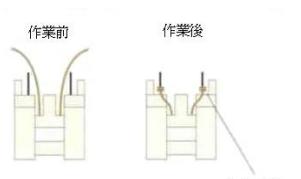
2 適用する委託者

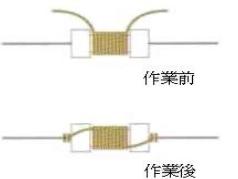
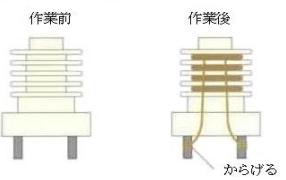
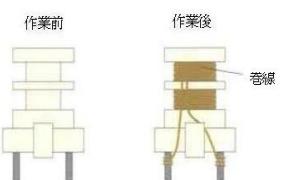
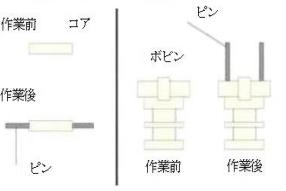
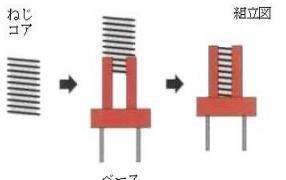
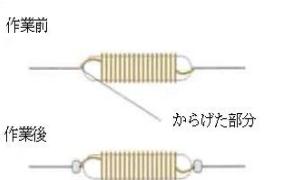
前記の家内労働者に前記の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、100個（コンデンサーの線差しにあっては、100本）につき、右欄に掲げる金額

品目	工 程	金 額	参 考	
			作業内容	図 解
コンデンサー	メッキ後の選別	2 円 25 錢	外観選別された「素地」は工場でメッキ電極焼き付け、メッキ後検査の工程を経るが、その後更に外観選別をする。	
	素 地 の 選 別	2 円 25 錢	円形コンデンサーの素地焼成後に行う外観選別作業であり、付着ハガシをし、外観選別をする。	
	線 差 し (U型クリップのものに限る。)	60 円 51 錢	コンデンサーのリード線となる「U型クリップ」を、鉄板わくの穴に差し込む。	
	ショートカット	60 円 51 錢	リード線を委託者の要求に合わせて、工具でカットする。	

品目	工 程	金 額	参 考	
			作業内容	図 解
トランス	からげ	168 円 74 錢	ボビンに巻線したリード線を、ボビンのピンにからげる。	
	手による巻線 (14回巻き以上のものに限る。)	867 円 84 錢	コアに線材を14回以上、手で巻き付ける。	

コ イ ル	からげ	150 円 73 錢	コイルのリード線を、コイルのピンにからげる。	
	手による巻線 (1次側及び2次側 が各1カ所以上の ものに限る。)	402 円 29 錢	ボビンの溝に手 で巻線をして、 リード線をピン にからげる。	
	機械による巻線 (50回巻き以上のも のに限る。)	202 円 93 錢	ボビンの溝に機 械で巻線をし て、リード線を ピンにからげる。	
	ピンの2本刺し	144 円 99 錢	コアまたはボビ ンに接着剤を使 用して、ピンを 2本刺し込んで 接着する。	
	コア入れ	60 円 44 錢	ベースにドライ バーで、ねじコ アを取り付け る。	
	はんだ付け	60 円 44 錢	巻線をからげて あるコイルをは んだ槽に入れ て、からげた部 分をはんだ付け する。	

4 効力発生の日
令和8年4月1日

異議申立書

令和8年1月13日貴殿が公示した秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃に係る秋田地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所

氏 名

秋田労働局長 山本 博之 殿